

BPSD スポット調査 実施要項 (2018年5月WEB版)

1. BPSD スポット調査について

(研究の位置づけ)

- BPSD スポット調査は、認知症ケアレジストリ研究の一環として実施しています。
- 「認知症ケアレジストリ研究」は、認知症介護研究・研修センター（東京・仙台・大府）の運営費により実施する研究です。
- 「認知症ケアレジストリ研究」は、国立長寿医療研究センターが、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（通称：AMED）の「認知症研究開発事業」の助成により実施する、「大規模症例集積による認知症、及びその前段階の各時期に対応した登録・追跡を行う研究（通称：オレンジレジストリ研究）」の分担研究である「認知症ケアの標準化に関する研究」と連動し実施します。（図表1）
- 具体的には、「認知症ケアレジストリ研究」は、「認知症ケアの標準化に関する研究」のシステム構築・システム運用等の体制整備・結果の普及、活用を担います。

図表1 関連事業との整理

	認知症ケアの標準化に関する研究	認知症ケアレジストリ研究
財源	国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「平成29年度 長寿・障害総合研究事業 認知症研究開発事業」の助成(AMEDによる助成)	センター運営費を財源とする
事業の関連	研究項目の検討・研究結果の解析等研究的な作業	システム構築・システム運用等の体制整備・結果の普及、活用
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査項目の検討 ● 登録結果の解析 	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録説明会の実施 ● 縦断的登録システム(WEB)の構築・運用 ● 調査協力者の募集・名簿管理 ● 登録結果の集計 ● 問い合わせ対応

(大規模症例集積による認知症、及びその前段階の各時期に対応した登録・追跡を行う研究について)

- 「大規模症例集積による認知症、及びその前段階の各時期に対応した登録・追跡を行う研究」は、「健常者、前臨床期」「軽度認知障害(MCI)期」「認知症期」といった疾患の進行に従って、認知症の人の状態を長期間、定期的に登録するシステムを構築し、それぞれのステージにおける薬物治療研究に活用する他、認知症ケアのあり方を明ら

かにすることをねらい、実施されています。

*インターネットで「オレンジレジストリ」で検索していただくと概要が示されています。ご参照ください。

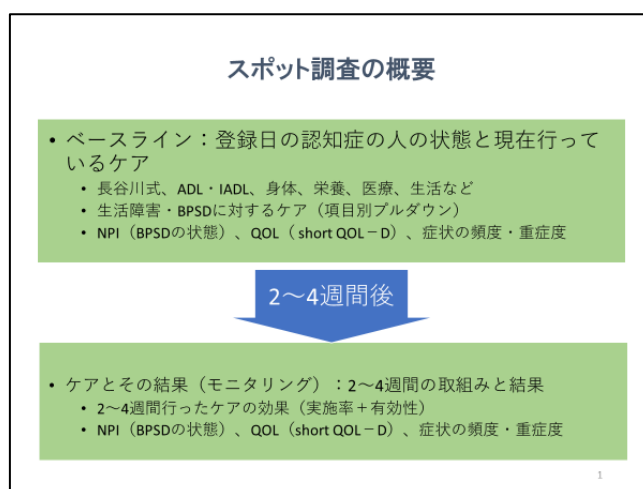
(認知症ケアの標準化に関する研究について)

- 分担研究「認知症ケアの標準化に関する研究」は、①認知症の人の状態及び利用サービスの経過の基礎データ集積による Behavioral psychological symptoms of dementia ; BPSD への介入手法の類型化、関連要因、介入方法、手順の明確化、②BPSDの軽減に資するケアのエビデンス構築 (*1)、③データベースの提供による国内の認知症ケア研究の促進、という3点を目的として、3センターが実施する研究です。

(*1) エビデンス：有効であるという証拠・根拠

- 要介護状態にある認知症の人の登録システムを開発し、認知症の人の状態やその時受けているケア、あるいはその時の環境といった情報を継続的に入力し、データを蓄積していくことにより、BPSDの軽減に資するケアのエビデンスを構築することを目指します。
- BPSD スポット調査 (以下、スポット調査) は、上記の目的のうち「②BPSDの軽減に資するケアのエビデンス構築」のために実施する調査です。
- スポット調査とは、前述のとおり、BPSDの軽減に資するケアのエビデンスを構築することを目指し行います。具体的には、まず、BPSDの状態にある認知症の人について、ケアを検討する前の状態をベースラインデータとして登録します。その後、認知症の人に対するケアを検討し2~4週間実際に提供します。そしてその後の認知症の人の状態を登録します。認知症の人の状態の変化とその時行ったケアを比較分析することによって、認知症の人の状態ごとに、必要なケアを明らかにすることを目指しています。

図表2 スポット調査の概要



2. 研究の関係者

- スポット調査に協力いただける施設・事業所を「スポット調査協力施設」、協力いただける認知症介護指導者を「スポット調査協力者」、研究に協力いただける認知症の人を「スポット調査対象者」とします。「スポット調査協力施設」「スポット調査対象者」の要件は以下の通りです。

(スポット調査協力施設の要件)

- 1) 認知症介護指導者の所属する施設・事業所（認知症介護指導者が法人代表者あるいは統括管理をしている施設・事業所を含みます）
- 2) 本研究の趣旨を理解し、当該施設の管理者により、調査協力を同意の得られる施設・事業所
- 3) 特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、介護療養型医療施設、特定施設（介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）
- 4) 図表2の利用者環境(パソコン)が確保できる施設・事業所

図表2 PCの動作環境

<p>●利用環境</p> <p>①OS:Windows XP以上 (Windows7以降を推奨)</p> <p>②ブラウザ: Internet Explorer 8以上を推奨、Firefox、Google Chromeについては最新バージョンに対応</p> <p>③推奨デバイス: デスクトップPC、ノートPC (13インチ以上)</p> <p>*タブレット、スマートフォンのご利用は正しく表示されない場合があります。</p>

(スポット調査対象者の要件)

- 1) 医師により「認知症」と診断されている者
 - * H29年度までは、アルツハイマー型認知症の方に限定していましたが、H30年度より、原因疾患の鑑別がされていない方も対象とします。
- 2) 代諾者により調査協力を同意の得られる者
- 3) 調査協力施設に居住している者(ショートステイ利用者は除く)
- 4) 年齢不問
- 5) 認知症の日常生活自立度Ⅱa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳの者
- 6) 以下の要件に該当しない者
 - 意識障害(せん妄、脳卒中による意識レベル低下等)、精神疾患(統合失調

症、うつ状態等)のある者

- すでにターミナル期にある者
- スポット調査中、薬物を調整する予定のある人(調整し、経過が安定した後は登録可)

3. スポット調査の期間

2018年3月15日～2021年12月31日とします。

4. 申込から登録開始までの流れ

- ① 本要項をよく読み、内容をご理解ください。
- ② 調査協力可能であれば、事務局にメールにてその旨をお知らせください。
〒住所・施設名・指導者氏名・電話番号を記入の上、件名に「BPSD スポット調査」として、以下のアドレスに送信ください。
【宛先】BPSD スポット調査事務局(認知症介護研究・研修東京センター内)
メール: registration@dcnet.gr.jp
- ③ ID/パスワード、必要書類の送付
・調査事務局より、メールにて、WEBシステムのID及びパスワードを送付いたします。
・「調査協力承諾書」及び「BPSD スポット調査同意書」「研究協力者に対する研究目的等の説明書(本人・代諾者向け)」「調査協力同意書」「NPI 誓約書」「WEB登録マニュアル」「返信用封筒」を郵送にて送付いたします。
- ④ 必要書類の返送
・「NPI 誓約書」「調査協力承諾書」及び「BPSD スポット調査同意書」を上記③で同封する返信用封筒にてご返送ください。詳しくは資料送付時にご案内します。
- ⑤ 調査対象者への説明と同意
・「研究協力者に対する研究目的等の説明書(本人・代諾者向け)」「調査協力同意書」を用いて、代諾者の方に対し調査について説明し、同意をいただいでください。「調査協力同意書」は施設にて保管して頂きます。
- ⑥ 「WEB登録マニュアル」に則って、登録を進めてください。

- * 登録の手続きやWEB登録に不明な点や不安がある場合には、電話対応やスタッフが訪問しての説明・登録も検討しますので、問い合わせ先にお知らせください。

5. 登録のメリットや登録にかかる負担等

WEB ページ上にある、動画をご参照ください。

6. 調査協力に対する謝礼

現在、調査開始当初であり、登録にかかる負担が大きいことから、認知症の人のデータを1名分・1回（前評価＋後評価）登録いただくごとに、施設・事業所に対し、1,500円分のクオカードをお渡しします（平成30年度）。平成30年度以降は未定ですが協力いただいた方には別途お知らせします。

7. 調査にかかる倫理的配慮

WEBページ上の「研究協力者に対する研究目的等の説明書 BPSD スポット調査（施設・事業所・スタッフ向け）」をご覧ください。

8. これまでの成果等

DCnet上で、これまでの研究成果をアップしております。「学習支援情報」の「センター研究報告書」をクリックして参照ください。



【問い合わせ先】

〒168-0071 杉並区高井戸西 1-12-1 認知症介護研究・研修東京センター内
BPSD スポット調査事務局 中村・翠川・花田・藤生
TEL: 03-3334-1150 mail:registration@dcnet.gr.jp